

No.	項目名	内 容
①	支払を受ける者	住所は、令和6年1月1日現在の居住地を記入してください。 また、住民登録の住所と居住地が異なる場合は、両方の住所を記入し住民登録の住所を()書きしてください。
②	氏名	受給者の個人番号(マイナンバー)、住民登録上の氏名を記入し <u>必ずフリガナを付してください。</u>
③	支払金額	令和5年中に支払った金額を記入します。中途就職者で前職分の支払金額も含めて年末調整をした場合は、前職分の金額も合算して記入してください。
④	(源泉)控除対象配偶者の有無等	(1)「有」欄 ※年末調整の適用を受けている場合・・・ 控除対象配偶者を有しているときは、「○」と記載してください。 ※年末調整を受けていない場合・・・ 源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」と記載してください。 (2)「従有」欄 従たる給与等において源泉控除対象配偶者を有している場合は「○」と記載。 (3)「老人」欄 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には「○」と記載してください。
⑤	配偶者(特別)控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。控除額がある場合、⑦の欄に配偶者の合計所得金額も記入します。
⑥	住宅借入金等特別控除の額の内訳	(1)住宅借入金等特別控除適用数 当該控除の適用数を記載します。 ※適用数が3以上のときには、3回目以降の住宅の取得等について、摘要の欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載します。 (2)居住開始年月日(1回目、2回目) 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載します。 (3)住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目) 適用を受けている控除の区分ごとに、「住・認・増・震」を記載してください。また、当該控除の対象が特定取得に該当する場合は、後ろに「(特)」を、特別特定取得に該当する場合は「(特特)」と記載してください。 (4)住宅借入金等年末残高(1回目、2回目) その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。
⑦	配偶者の合計所得	控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者の令和4年中の合計所得金額を記載してください。

No.	項目名	内 容																	
⑧	(源泉・特別) 控除対象 配偶者	<p>配偶者控除の対象となる配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名及びマイナンバーを記載してください。)</p> <p>また、当該配偶者が国外に居住する非居住者である場合には、区分の欄に○を付してください。</p> <p><u>なお、配偶者特別控除の対象となる配偶者についてもこの欄に記載しますので、注意してください。</u></p>																	
⑨	基礎控除の額	<p>基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給与所得者の基礎控除申告書</th> <th rowspan="2">記載方法</th> </tr> <tr> <th>合計所得金額の見積書</th> <th>基礎控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> <td>記載不要</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円</td> <td>320,000</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>なし</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	給与所得者の基礎控除申告書		記載方法	合計所得金額の見積書	基礎控除の額	2,400万円以下	48万円	記載不要	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000	2,500万円超	なし	0
給与所得者の基礎控除申告書		記載方法																	
合計所得金額の見積書	基礎控除の額																		
2,400万円以下	48万円	記載不要																	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000																	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000																	
2,500万円超	なし	0																	
⑩	所得金額調整控除額	所得金額調整控除額の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。																	
⑪	控除対象扶養親族	扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。また、当該扶養親族が国外に住居する非居住者である場合には、区分の欄に○を付けてください。																	
⑫	16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。また、当該扶養親族が国外に居住する非居住者である場合には、区分の欄に○を付けてください。																	
⑬	5人目以降の(16歳未満の)控除対象扶養親族の個人番号	<p>5人目以降の控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載してください。</p> <p>この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。</p>																	
⑭	寡婦ひとり親	各欄について、受給者が該当する事項がある場合に○を付けてください。年末調整をした受給者のみ記載してください。																	
⑮	受給者生年月日	<p>受給者の生年月日の元号を漢字(「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」)で記載して下さい。</p> <p>この項目は、氏名・個人番号と同様に受給者本人を特定するうえで非常に重要です。<u>必ず、正確に記載してください。</u></p>																	

No.	項目名	内 容
⑩	摘要	<p>(1) ⑪・⑫の欄に入りきれない5人目以降の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、⑬の欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>また、この欄に記載される扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。</p> <p>※【例】・16歳未満の扶養親族→(年少) ・国外に居住する非居住者→(非居住者)</p> <p>(2) 3以上の住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>(3) 中途就職者で、前職場給与等を通算して年末調整を行った場合には、前職分の給与支払金額・社会保険料・源泉徴収税額、前職場の名称・住所・退職年月日を記載してください。</p> <p>(4) 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、扶養人数欄への記載及び同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨の記載を忘れずに行ってください。</p> <p>※【例】野嵩 花子（同配）</p>
⑪	普通徴収切替理由	<p>下記の「普通徴収切替理由」に該当し、令和5年度市・県民税を特別徴収できない場合は、切替理由の略語（a～f）を摘要欄に記載してください。記載がない場合は特別徴収となります。eLTAXにより給与支払報告書を提出する場合も、摘要欄に必ず略語（a～f）を入力し、「普通徴収」欄にチェックを入れてください。</p> <p>≪ 普通徴収切替理由 ≫</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>a. 常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所</p> <p>b. 給与の支給期間が1月を超える者（給与の支払が不定期的場合を含む）</p> <p>c. 退職者又は休職者（5月31日までに予定している者を含む）</p> <p>d. 税額が支給給与額を上回るため、給与から天引きできない者</p> <p>e. 他の事業所で特別徴収される者（乙欄適用者）</p> <p>f. 事業専従者（青色申告者の専従者は除く）</p> </div>

○その他

- (1) パソコン等の機器で個人別明細書を作成する場合は、印字位置のズレがないよう注意してください。ズレが大きい場合、再提出をお願いする場合がございます。
- (2) 給与支払報告書の提出後、退職・転勤等の異動が生じた場合、「異動届出書」を必ず提出してください。